

岐阜県次世代自動車推進協議会設置要綱

(名称)

第1条 この会は、岐阜県次世代自動車推進協議会（以下、「協議会」という）という。

(目的)

第2条 本協議会は、岐阜県における電気自動車（以下、「EV」という）、プラグインハイブリッド自動車（以下、「PHV」という）の本格的な普及に向けて、岐阜県 EV・PHV タウン構想に基づき、関係実施主体が共同して施策を推進することを目的として設置する。

(事業)

第3条 本協議会の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 「岐阜県 EV・PHV タウンマスタープラン」の策定（改訂）に関する事業
- (2) 「岐阜県 EV・PHV タウンマスタープラン」に基づき、EV や PHV の普及促進と関連産業の育成に向けた事業
- (3) その他、協議会の目的を達成するために必要な各種事業

(組織)

第4条 協議会参加者は、EV・PHV の導入、充電インフラの整備、EV・PHV の普及啓発及びこれらに関連する取り組みを、率先して実施または協力する、事業者、団体又は自治体、及びこの分野の学識経験者とする。

- 2 協議会の会長は、岐阜県商工労働部長をもって充てる。
- 3 協議会に顧問を置く。顧問は別表1に掲げる学識経験者とする。

(総会)

第5条 協議会の総会は、必要に応じて会長が招集する。

- 2 会長が総会に出席できない場合は、会長の指名した者がその総会において会長の代理を務める。

(幹事会)

第6条 第3条各号の事項について、検討、調整を行うため、協議会に常設機関として幹事会を置く。

- 2 幹事会の構成員は、別表2に掲げる機関等に在籍する者をもって充てる。
- 3 幹事会の座長は、会長が指名した県職員をもって充てる。
- 4 幹事会は第1項の検討、調整事項について、協議会参加者にその情報を提供する。
- 5 幹事会の座長は、必要のつど幹事会を招集し、これを主宰する。
- 6 幹事会の座長は、必要があると認めるときは幹事会に関係者の出席を求め、その説明または意見を聞くことができる。

7 幹事会の座長が調整会議に出席できない場合は、座長の指名した者がその幹事会において座長の代理を務める。

(研究会)

第7条 幹事会において課題毎の事項を検討する必要があるときは、幹事会に研究会を置くことができる。

2 研究会の座長は会長が指名した県職員をもって充てる。

3 研究会の座長は、必要のつど研究会を招集し、これを主宰する。

4 研究会の座長は、必要があると認めるときは研究会に構成員以外の者の出席を求め、その説明または意見を聞くことができる。

(人件費及び旅費)

第8条 協議会総会、幹事会、研究会の活動に必要な人件費及び旅費等は、出席者の所属部署で負担する。但し顧問についてはこの限りではない。

(事務局)

第9条 協議会の事務局は、岐阜県商工政策課次世代エネルギー・産業技術推進室に置く。

(会議の公開)

第10条 協議会の総会は、公開とする。

(会長)

第11条 会長は、協議会の運営、秩序を乱す協議会参加者に対して、協議会の運営、秩序を守るよう勧告することができる。

2 前項の勧告にもかかわらず改善が見られない場合は、会長は当該参加者に対して、協議会からの退会を命じることができる。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営その他必要な事項は、協議会の会長が定める。

附 則

要綱は、平成23年7月27日から施行する。

別表 1 (顧問)

名古屋大学 グリーンモビリティ連携研究センター 特任教授 原口哲之理
名古屋工業大学 大学院工学研究科 准教授 竹野忠弘

別表 2 (幹事会の構成員)

所属機関名
トヨタ自動車(株)
日産自動車(株)
三菱自動車工業(株)
中部電力(株)
岐阜市
大垣市
高山市
中津川市
各務原市
(財) 岐阜県産業経済振興センター
岐阜県商工労働部
岐阜県環境生活部